**―注意事項―**

自治会長の連絡先等の提供について

・自治会長の連絡先等は以下の場合に提供します。

１　行政関係部署（大津市、滋賀県）から自治会長への連絡及び調整

２　事業者等から問合せがあった場合**（支障がある場合は、その旨ご連絡ください。）**

A) 官民境界確定の立会 　　　（例：土地家屋調査士事務所、測量会社等）

B) 開発関係協議 　　　（例：マンション新設工事業者等）

C) 不動産売買に伴う自治会案内及び自治会加入挨拶等

（例：不動産業者、当該自治会転入者等）

D) 工事関係挨拶及び説明　　　（例：下水工事担当業者等）

E) その他開示しないことによって当該自治会が不利益を受けると思われるもの

（情報提供前に提供可否を自治会長に確認いたします）

報告書の記入について

・**必ず令和７年度の自治会長がご自身でご確認の上、自署してください。**

・自治会名及び会長氏名、フリガナ等については、正確にご記入ください。

・「性別欄」については地域活動の場における男女共同参画推進の基礎データとするため

　設けておりますが、回答を強制するものではございません。ご協力いただける範囲内でご回答ください。

・加入世帯数は、大津市の自治会等報償金の算出基準日が４月１日現在の加入世帯数となっているため、令和７年４月１日現在の正確な数値の報告をお願いいたします。

・自治会掲示板数については、自治会で把握されている数をご記入ください。

・組回覧数、ポスター掲示数につきましては、必要な部数をご記入ください。

自治会役員（氏名・住所・連絡先）の訂正・変更について

自治会役員報告書提出後に、報告書の内容（自治会長氏名・ふりがな・連絡先）に訂正のある場合や、自治会長に変更のあった場合は、すみやかに当該学区自治連合会を通じ、ご報告をお願いいたします。

世帯数について

世帯数については**４月１日時点の世帯数**のご報告をいただいております。

４月２日以降に世帯数の変更があった場合、ご報告の必要はございません。